

松江市チャレンジショップ事業費補助金交付要領

第1 この要領は、松江市チャレンジショップ事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金交付の円滑かつ適正な運用実施を図るために、必要な事項を定めるものとする。

第2

1. 補助事業の内容等

(1) 補助事業者の定義

補助事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定義する者（補助金を受けて営業等を開始した時点で同項の定義に該当することとなる個人を含む）とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 補助対象の空店舗等

補助対象の空店舗等は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- ①空店舗又は空き家であること。ただし、空きアパートは除く。
- ②補助事業者は、法人にあっては市内に本店の登記をしていること、個人にあっては市内に主たる事業所を有するものであること。
- ③原則として市内での店舗移転は対象としない。ただし、要綱第3条に掲げる地域以外からの店舗移転は除く。
- ④空店舗等における事業内容は、日本標準産業分類大分類における小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（ただし、易断所、観相業及び相場案内業（けい線屋）を除く）、娯楽業（ただし、競輪・競馬等の競走場、競技団、遊戯場、芸ぎ業（置屋、検番を除く）、場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業を除く）、サービス業（他に分類されないもの）のうち自動車整備業を営むもの。
また、営業については、原則として週5日以上、9時から17時の間で3時間以上の営業を行うものであること。なお、飲食サービス業については11時30分から13時30分までの2時間を含む3時間以上の営業を行うこと。
- ⑤次に掲げる業種に属する事業は対象としない。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業
- ⑥出店に当たっては、商店街を構成する組織（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定義する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定義する事業協同組合等で法人格の有無は問わない）や地域の活動に積極的に参加し、当該地域への貢献が見込まれること。
- ⑦家賃補助を行う場合、店舗所有者と家賃支払者が三親等以内の親族、同居の親族、出資額50%を超えるいわゆる親子会社など密接な関係にないこと。
- ⑧市税を滞納していないこと。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当する者でないこと。また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与していないこと。

(3) 補助対象経費の内容

補助対象経費は、以下のとおりとする。

科目	内容及び注意事項等
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・大型小売店内の空区画（空テナント）でないこと。 ・国及び地方公共団体が所有する空店舗等は補助対象外とする。 ・駐車場は補助対象外とする。 ・来客のために利用していない施設（従業員のみが利用する休憩室、トイレ等）の経費は補助対象外とする。 ・使用目的が事業の遂行に必要不可欠であること。
家賃	<ul style="list-style-type: none"> ・開店月から起算して 14 ヶ月の範囲で、交付決定日以降にかかる家賃を補助対象とする。 ・間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。 ・契約にあたっては契約書を作成し、保管すること。 ・敷金、権利金、手付金等は補助対象外とする。 ・運営費（電気代、水道代等）及び共益費は補助対象外とする。 ・共同店舗内の空店舗（空区画）へ新たに事業協同組合に加入して出店する場合の組合賦課金は、同一店舗内のテナント家賃と同等額まで「家賃」とみなす。 ・新築の場合、竣工後 2 年間活用されていない店舗については補助対象とする。
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の誘客を目的としたものに限り、以下の広告宣伝を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 開店から 3 ヶ月経過するまでに配布、掲示するポスター、チラシ、リーフレット、ショップカードの制作に要する経費 b 開店から 3 ヶ月経過するまでに実施する雑誌広告、フリーペーパー、web 広告（3 ヶ月経過するまでの掲載にかかる費用）、新聞広告、新聞折込に要する経費 c 開店から 3 ヶ月経過するまでに立ち上げるホームページ作成に要する経費（維持管理費は含まない） d 開店から 3 ヶ月経過するまでに放送するテレビ、ラジオ CM に要する経費 e 開店から 3 ヶ月経過するまでに実施する DM に要する経費 ・契約にあたっては見積書を取ること。なお、10 万円以上の場合は 2 者以上必要とする。ただし、b、d について相見積は不要とする。 ・契約金額が 50 万円以上の場合は契約書を作成し、保管すること。 ・契約金額が 30 万円以上 50 万円未満の場合は注文請書入手し、保管すること。 ・契約金額が 30 万円未満の場合は発注書を発行し、保管すること。
改修費	<ul style="list-style-type: none"> ・契約にあたっては見積書を取ること。なお、20 万円以上の場合は 2 者以上必要とする。 ・契約金額が 50 万円以上の場合は契約書を作成し、保管すること。 ・契約金額が 30 万円以上 50 万円未満の場合は注文請書入手し、保管すること。 ・契約金額が 30 万円未満の場合は発注書を発行し、保管すること。 ・設置する構築物の耐用年数は原則 5 年以上あること。 ・事業開始後 5 年以上は補助目的に合致した活用を行うこと。

(4) 事業年度

補助事業は、原則として一会計年度で終了するものとする。ただし、事業効果を上げるために一会計年度を越えて継続して支援することが必要と判断される場合は、予算の範囲内において、事業開始月から12月を経過する年度まで補助を受けることができる。この場合の補助金交付申請は年度ごとに行うこととし、交付決定を受けなければならない。なお、複数年度継続して補助する場合の補助限度額は、対象事業1件について複数年度にまたがる事業費の総額が要綱第3条に掲げる額とする。

2. 補助要件

- (1) 3期松江市中心市街地活性化基本計画で設定された区域とは、別に定める地図のエリア内であること。また、商工会管内において松江市が別に定めた地域についても補助対象エリアとする。
- (2) 誘致される店舗は補助事業終了後も取組が継続されるもの又は、補助効果の維持が見込まれるものであり、商業活性化に十分寄与することが認められるものであること。
- (3) 審査の対象となる事項について、国の法令や市の条例等に違反していないこと。

3. 申請期間

当該年度4月1日から翌年1月31日まで

4. 補助手続

- (1) 補助事業者は、事業計画書(様式第1号)、完納証明書(松江市税に未納のない証明)を添付し、事業開始までに補助金等交付申請書を市長に提出するものとする。ただし、事業計画書(様式第1号)、完納証明書(松江市税に未納のない証明)の添付については補助初年度に限る。
- (2) 補助事業者が申請時にすでに主たる事業を営んでいる場合は、事業開始までに直近2か年分の決算書等を市長に提出するものとする。ただし、補助初年度に限る。なお、直近2か年分の決算書等が提出できない場合は、直近の売り上げ状況がわかるものを提出すること。
- (3) 補助対象区域の商工会議所又は商工会の担当経営指導員は、前1項の場合において、担当経営指導員の意見書(様式第2号)を市長に提出するものとする。ただし、補助初年度に限る。
- (4) 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書(様式第3号)を10月15日までに市長に提出するものとする。ただし、次に定めるものはその限りではない。
 - ①9月1日以降に交付決定を受けた補助事業
 - ②既に実績報告をした補助事業
- (5) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は、事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書を市長に提出するものとする。また、併せて年間又は月単位の売上等について報告するものとする。

5. 交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、あらかじめ補助金等変更交付申請書又は補助事業等変更・中止・廃止承認申請書を市長に提出し、決定又は承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象期間内に補助事業を休止し、又は廃止する場合には、あらかじめ補助事業等変更・中止・廃止承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象期間終了後交付決定日から5年未滿で補助事業を廃止する場合には、補助事業遂行状況報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、補助事業遂行状況報告書(様式第3号)により速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取

得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、歳入及び歳出について証拠書類を整理し、補助事業完了の日（事業の休止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) 補助事業者が第1号から第9号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (11) 交付決定日から5年未満での補助対象事業の廃止の場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を市に納付させることがある。
- (12) 申請時にすでに主たる事業を営んでいる補助事業者は、交付決定日から1年以内での既存事業の廃業または統合について、移転とみなす場合、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を市に納付させることがある。

6. 補助金の返還

市長は、交付決定を取り消した場合又は交付決定日から5年未満での補助対象事業の廃止があった場合は、補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を次の割合により求めることができる。

- (1) 補助金の交付決定の取り消し

補助額の10/10

- (2) 交付決定日から5年未満での補助事業の廃止

- ①ソフト補助に係る部分

- ア 交付決定日から1年未満で補助対象事業を廃止した場合

補助額の10/10

- イ 交付決定日から1年以上3年未満で補助対象事業を廃止した場合

補助額の5/10

- ウ 交付決定日から3年以上5年未満で補助対象事業を廃止した場合

補助額の3/10

- ②ハード補助に係る部分

補助額の10/10

7. 補助金の返還免除

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。また、補助金の返還の免除を受けようとする補助事業者は、返還免除申請書（様式第4号）により申請を行うことができる。

- (1) 災害により事業を継続できない場合
- (2) 疾病により事業を継続できない場合
- (3) その他補助事業者の責めに帰さない事由による場合などやむを得ないと認められる場合

8. 加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、交付決定の取り消しに伴い補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係わる補助金等の最後の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納

付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までに日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(3) 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

9. 事業実施効果報告

松江市内の商工会議所又は商工会の担当経営指導員は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年間（一会計年度を超えて継続して支援するものについては、補助事業が完了した最終会計年度の終了後 5 年間）、補助事業者からの補助事業の実施状況及び事業効果に関する報告についてとりまとめ、毎会計年度終了後、5 月 31 日までに事業実施効果報告書（様式第 5 号）により報告するものとする。

10. その他

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年間（一会計年度を超えて継続して支援するものについては、補助事業が完了した最終会計年度の終了後 5 年間）、補助事業に係る営業状況等について報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。